

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 5 号	
件 名	旧豊栄市長小川竹二会長「新潟東港横土居地域対策協議会」を負担金事業に承認した財務部長（前財務部長）の予算編成審査の疑義について	
要 旨	<p>本来の負担金事業とは，市側に一定の義務または責任があつて主体性に乏しく（特定事業は除く），事業目的が必要不可欠と判断される公共性，公益性が極めて高い事業をいう。</p> <p>財政当局による予算編成過程での査定の本質は施策事業の予算要求のあり方を根本から疑い，その必要性や緊急性，妥当性，行政効果や効率性，さらに代替や手法案の有無などを検証討議することにある。</p> <p>本件協議会がその予算査定を受けたとは考えられない次記事項の重大事案が認められる。</p> <p>規約第1条，「秩序ある整備推進」などとした目的があいまいで必要性は皆無。国，県の港湾等担当者から整備事業等の説明を受けるに公金の協議会は不要。説明協議等を望むならば，必要に応じて集会を開き，所管官庁の協力で可。</p> <p>第2条，横土居住民への周知は事務局自身が履行する規約責任がある。</p> <p>第3条（2），委員について「地元で推薦」，だれを指すのかあいまいであり，その委員の任期，解任，選任などなく，総会での承認議事及び記録がない。</p> <p>支出負担行為を行う際に必須な，両者が捺印した契約または協定書等がない。</p> <p>予算（18万5,000円）のほとんどが委員手当（16万円）の維持運営費である。</p> <p>運営疑義事項（予算要求外支出，外事業，反会計法規，流用など）は省略。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日	総務常任委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日	第 4 9 3 号

陳情第35号

なお，合併時に行われた都市計画部会での移行時調査調整では，「行政施策としての適格性に欠け，住民主導への切りかえ見直し」が指摘されている。

調査監視任務を基本条例とした新潟市議会に本件負担金事業の究明を求めるが，政府所管官庁外からの聞き取り，及び専門図書等の調査の結果にかんがみ，地方自治法第100条の2，第109条に基づいた専門的知見の調査を行い，罰則規程を伴う同法第100条「100条委員会」を立ち上げた実態究明を求める。